

地域医療推進局地域医療課長  
地域医療推進局医務薬務課長  
食品衛生課長  
福祉局地域福祉課長  
福祉局施設運営指導課長  
子ども未来推進局子ども子育て支援課長

様

健康安全局地域保健課がん対策等担当課長

「健康増進法の一部を改正する法律」第3条による改正後の健康増進法第28条5号に規定する第一種施設への立入検査等実施に係る協力依頼について

健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号。以下「改正法」という。)の公布、施行に伴い、改正法第3条による改正後の健康増進法第28条5号に規定する第一種施設(以下「第一種施設」という。)は、本年7月1日から原則敷地内禁煙となります。(受動喫煙防止のために必要な措置がとられた場合は屋外喫煙場所の設置が可能)

つきましては、改正法施行後における第一種施設の義務違反の状況を確認するにあたり、貴課が所管する施設の立入検査等実施に際して、次のとおりご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、立入検査等実施担当課(各総合振興局(振興局)の所管課)に対しては、貴課が立入検査等の実施について通知する際などにあわせて適宜お知らせ願います。

記

1 第一種施設

別添「第一種施設所管部署一覧」のとおり

2 立入検査等実施時の確認

(1) 貴課所管の法令等に基づき施設に立入検査等を実施する際は、次の内容について確認願います。

ア 施設内は禁煙になっているか。

イ 敷地内は禁煙になっているか。

ウ 特定屋外喫煙場所(※)を設置しているか。

エ 特定屋外喫煙場所を設置している場合は、標識を掲示しているか。

オ 特定屋外喫煙場所以外の場所に、喫煙するための器具及び設備を喫煙することができる状態で設置していないか。

※ 特定屋外喫煙場所：第一種施設の敷地内にある屋外で、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に設置された喫煙場所

(2) 立入検査等に関する要綱等を定めている場合は、可能な限り、上記2(1)ア～オを確認項目として追加願います。

3 保健所等への情報提供

立入検査等で施設内喫煙等があった場合は、施設所在地を所管する保健所(各(総合)振興局保健環境部保健行政室(地域保健室)企画総務課)へ情報提供(方法は任意)願います。

なお、札幌市、旭川市、函館市及び小樽市所在の施設で、貴課において立入検査を実施している場合の情報については、当職あて提供(方法は任意)願います。

4 その他補足事項



- (1) 今回依頼した確認は、本年度で終了するものではありませんので、来年度以降も継続してご協力をお願いします。
- (2) 健康増進法に係る確認事項であることから、立入検査等を受ける相手方の回答は任意で結構ですので、可能な範囲で対応をお願いします。（相手方が協力を拒んだ場合には、その旨保健所等に情報提供をお願いします）
- (3) 本件に係る立入検査等終了後の講評や実施結果の通知は必要ありません。
- (4) 要綱等の改正が困難な場合は、別添「受動喫煙防止措置に関する確認表（第一種施設）」を活用願います。
- (5) 要綱等に上記2（1）ア～オを追加した場合は、追加後の要綱等を当職あてご恵与願います。

健康づくりグループ 佐土、曾根  
内線:25-515、25-533